

【解答】

②わが国の婚姻制度について

法律の上では、結婚のことを「婚姻」という。戦前の家族制度の下では婚姻に戸主の同意を必要とし、将来戸主になると推定される同士の婚姻を認めないなどの民法上の制約があり、結婚したくてもできないという人たちがいた。これに対して、新しい結婚観を打ち出した日本国憲法 24 条では、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と定めている。そしてこれに基づき、民法は個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として民法を解釈すべきことをうたっている。

この民法改正の作業は、戦後突然に始まったものではない。そもそも幕藩体制下の武士家族の制度に範をとり、当時の現実の家族のあり方とは食違いをもった明治民法を、より個人主義的、近代的なものに変えようとする動きが綿々と続いてきたことに注目すべきである。

わが国では、法律が要求する要件を備えなければ、正式に婚姻したものは認められない「法律婚主義」がとられている。法律の定める婚姻の要件の中で重要なのは、当事者の「婚姻意思」と「婚姻届」であり、届出を要件としていることから届出婚主義ともいう。そのほかに、以下の3つの要件を満たさなければならない。

(1) 婚姻年齢

従来は女性満 16 歳、男性は満 18 歳にならなければ、婚姻することはできなかった。しかし、2022 年 4 月 1 日に民法が改正され、婚姻最低年齢は男女とも満 18 歳と定められた。また、成年年齢が合わせて 18 歳に引き下げられたため、婚姻開始年齢と成年年齢が同じとなった。

(2) 重婚の禁止

民法 732 条により、配偶者のある者は、重ねて婚姻することはできず、重ねて婚姻をしたときは2年以下の懲役が科されると定められている。これは一夫一婦制度に基づく制限である。

(3) 近親婚の禁止

近親者間の婚姻は禁止される。直系血族または3親等内の傍系血族並びに直系姻族の間では婚姻することはできない。「直系血族」とは、自分と直系の関係にある人、具体的には、父母、祖父母、総祖父母、高祖父母…や、子、孫、曾孫といった人のことを指す。また、「傍系血族」とは、同じ祖先から分かれ出た人、具体的には、兄弟姉妹、叔父、叔母、甥、姪、従兄弟姉妹、再従兄弟姉妹といった人のことを指す。この制限は優生学的及び倫理的配慮に基づくものである。

以下は、この数年で民法改正に伴って廃止されたものである。

(1) 再婚禁止期間

女性は前婚の解消または取消しの日から一定期間を経過した後でなければ、再婚することができない待機期間が定められていた。早期の再婚により出生した子が前夫の子か後夫の子か不明になることを防止するためである。従来は6か月であったが、2016年6月に民法が改正され、再婚禁止期間は100日間に短縮された。さらに2024年4月1日より民法733条が廃止され、再婚禁止期間そのものが廃止となった。

(2) 未成年者の婚姻

従来は民法737条により、成年年齢と婚姻年齢に差があったため、20歳未満の未成年の男女の婚姻には父母の同意が必要であった。しかし、(1)で示したように、婚姻開始年齢と成年年齢が同じとなったため、民法737条が廃止され、成年に達していれば、婚姻に際して親の同意は不要となった。

文字数：1360 字

【引用・参考文献】

谷口貴郁・松原哲編著『基礎からわかる法学』（第2版）、成文堂、2013、pp.14-15

布施晶子『結婚と家族』、岩波書店、1993、pp.102-103